

第2章 関税法、関税定率法等

【第1節 語句選択式】

第1 関税法

用語の定義

- ★第1問 次の記述は、関税法における用語の定義に関するものであるが、() に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.141)

関税法第13条第2項に規定する「還付加算金」とは、税関長が、関税の過誤納金を還付する場合において、次の(1)から(3)までに掲げる日又は期限の翌日から(イ)までの期間の日数に応じ、その金額に(ロ)を乗じて計算した金額をいい、その還付すべき金額に加算するものである。

- (1) 更正若しくは関税法第7条の16第2項(更正及び決定)の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税に係る過納金((2)に規定する過納金を除く。)については、当該過納金に係る関税の(ハ)
- (2) 更正の請求に基づく更正により納付すべき税額が減少した関税に係る過納金については、その更正の請求があった日の翌日から起算して(ニ)と当該更正があった日の翌日から起算して(ホ)とのいずれか早い日
- (3) 納税申告により納付すべき税額が確定した関税に係る過納金であって、その納付すべき税額を減少させる更正(更正の請求に基づく更正を除く。)により生じたものについては、その更正があった日の翌日から起算して(ホ)

- | | | |
|-----------------|-----------------|-------------|
| ① 1月を経過する日 | ② 1年を経過する日 | ③ 2月を経過する日 |
| ④ 3月を経過する日 | ⑤ 6月を経過する日 | ⑥ 10日を経過する日 |
| ⑦ 還付請求書の提出があった日 | ⑧ 還付のため支払決定をする日 | |
| ⑨ 還付のため支払命令をする日 | ⑩ 年3.0%の割合 | |
| ⑪ 年7.3%の割合 | ⑫ 年14.6%の割合 | ⑬ 納期限 |
| ⑭ 納付があった日 | ⑮ 納付すべき税額が確定した日 | |

(25)

- ★第2問 次の記述は、関税法及び関税定率法における用語の定義に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.141)

- 1 関税法第2条第1項第4号の2(定義)に規定する「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び(イ)をいう。
- 2 関税法第13条第2項(還付及び充当)に規定する還付加算金の(ロ)の割

合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の（ハ）（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年0.5%の割合を加算した割合）が（ロ）の割合に満たない場合には、その年中においては、当該（ハ）とする。

- 3 関税定率法第3条の2第1項本文（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）の規定により、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税の率は、輸入貨物について課される（ニ）を基礎として算出した同法別表の付表第1に定める税率によることとされており、同付表において、一部のアルコール飲料や（ホ）については個別の税率が定められ、その他の物品については15%の税率が定められている。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ① 加熱式たばこその他の非燃焼吸引用の物品 | ② 紙巻たばこ |
| ③ 関税、消費税及び地方消費税の率を総合したもの | |
| ④ 関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したもの | |
| ⑤ 還付加算金確定割合 | ⑥ 還付加算金実行割合 |
| ⑦ 還付加算金特例基準割合 | ⑧ 重加算税 |
| ⑨ 通常の関税率 | |
| ⑩ 年7.3% | ⑪ 年14.6% |
| ⑫ 年15% | ⑬ 葉巻たばこ |
| ⑭ 不納付加算税 | ⑮ 利子税 |

(23)

★第3問 次の記述は、関税法における用語の定義に関するものであるが、（ ）に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。（解答・P.141）

- 「外国貨物」とは、（イ）貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により（ロ）で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。
- 「内国貨物」とは、（ハ）貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により（ロ）で採捕された水産物をいう。
- 「特殊船舶」とは、本邦と外国との間を往来する船舶のうち、外国貿易船以外のものをいい、（ニ）並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船を除く。
- 「沿海通航船」とは、（ホ）以外の船舶をいう。